サービス事業の廃止の届出...

介護保険法による指定介護予防サー 事業の廃止の届出.....

ビス事業者の介護予防

同

同

保高

険 険 福

課祉

:

政健

策 策 福

課祉

:

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス 生活保護法による医療機関の指定.....

告

示

目

次

右

同

建設業者の許可の取消し.

建設業者の営業所の所在地等の不明.

(監

課

:

Ħ.

吾

県東

民 制

局域

:

Ħ.

理政

課営

:

≕.

経

県庁舎等清掃業務の委託に係る一般競争入札

法律による一般相談支援事業者の指定..

公

告

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 障害福祉サービス事業者の指定..... 特定行為業務の登録......

右

同

県

民′地

局域

:

Ħ.

氏名 称 又は

:

Ħ.

告

示

会法社人会信福

和祉

第 四千百五号

青森県告示第六十六号

成 二十八 三年

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、

医療扶助

(水曜日 日 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第

号の規定により告示する。

平成二十八年二月三日

青森県知

事

Ξ

村

申

吾

| 訪問看護ステーシ サンケアおいらせ薬局 なの花薬局十和田店 名 ション 称 一階八戸市吹上一丁目八の三一 上北郡おいらせ町上前田二一の -和田市西十一番町四〇の三七 所 在 東誠会館 地 平 指定年月日 成 111-10-示 •

定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条第二項の規定により、 次の指 同

平成二十八年二月三日

指定居宅サー 目五の馬 本 原 の 馬 の 町 一 工 所在地又は住所主たる事務所の ビス事業者 丁苗 の 種ビ宅 類スサ 護訪 問 介 ピバクセ訪 アーロン問 ズータ介 ・・・ 名 行居宅サー 称 青森県知 事ビス業事 所 事 在 業所を 地 Ξ 章平 ≕成 年届廃 月 止 日出の 村 -**듩平** ∴成 年廃 月 日止 申 三 三

青森県告示第六十七号

障

害福祉課)

: : :

三. ==

同

:

 \equiv

第七十八条第二号の規定により公示する。

				たの	青					
会法社 人会 信福 和祉	氏名 和 又は	事業が護予防サ	平成二	ので、同法介護保険法	青森県告示第六十八号	シフア株 ブァイ ズマン社	の法社 里人会 福福 祉祉	シフア株 ファイ ズマン社	シフア株 ブァイ ズマン社	シフア株 ファイ ズーマン社
目五の四 本橋馬喰町一丁 丁 日	所在地又は住所	ー ビ 者ス	平成二十八年二月三日	ので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があっ介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、次	² 六十八号	二丁目四の 石区東札幌市白 三〇	の二二十和田市大字切	二丁目四の 石区東札幌 の三 会 〇	二丁目四の 石区東札幌五 の三 三 会	二丁目四の 石区東札幌 五条 三条
介防介 護訪護 問予	種ビ 類ス の	防介 サ護 I予		第二号の		指養居 導管宅 理療	浴訪 介問 護入	指養居 導管宅 理療	指養居 導管宅 理療	指養居 導管宅 理療
ピバクセ訪 アーロシ問 ズーー	名称	事介 業護 を予	青	(規定により) 第7		町局ア 店弘イ 前ン 本薬	のセサ訪 ヘンリー じター ス浴	店局ア 十イ 和ン 田薬	店局ア 野イ 辺ン 地薬	店局ア 八イ 戸ン 東薬
二八の一字島守字米野大	所 在 地	行う事業所	青森県知事	2より公示する。3サービス事業を廃止する旨の届出第百十五条の五第二項の規定によ		町四八の一本 本	四町字餅 栗川原地	一二十 五番町一市 一一の十	三町鳴沢一八の の	の 九戸市大字 門三田
	年月 日出	国廃 止 出の	村	上する旨の規定			• • • •	六一一四	丰三六	1 11-111
三 三 三 三 三 三	年月日	·廃 止	申吾	の届出があ	}	1111-10-1111	六 一	111.00.1111	1111 • 10 • 1111	1111-00-1111
	•			っ次						

る同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。 規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用す社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和六十二年法律第三十号) 附則第二十条第一項の 青森県告示第六十九号

平成二十八年二月三日

====	番	登	
001	号	·録	
≕平 · 成	年	登	
, bχ		月	
_	-	録	
幸株 友式	名	氏名	
左式 友会 会会 社	私	名又は	
 九沢沢田大鰺西		È	
五街町字ケ津		_	
五道字南沢軽 のノ金浮町郡	F	沂	
あシス諒	名	事	
わョ _テ 問 せン・介		#	
し「護	称	業	
ーー町大鰺西 五一字字ケ津	所		
五東舞沢軽	在	所	
の禿戸町郡	地		
	年-	予業 務	
7.5	月口。	務開	
		定始	
訪 問	1	-	
介 護	=	¥	

青森県知事
Ξ
村
申
吾

S 10	- >4-4-1	>	S	S = = 10
シフア株 イマイ マン社	の法社 里人会 福福 祉祉	シフア株 ファイ ズ マン社	シフア株 ファイ ズマン社	シフア株 ファイ ズマン社
二丁目四の三〇 石区東札幌市白 〇三〇条	の二二 二 道一〇〇 の 一 が が の の の の の の の の の の の の の の の の	二丁目四の三〇 石区東札幌五条 三〇	二丁目四の三〇 石区東札幌五条 三〇	二丁目四の三〇 石区東札幌五条 三〇 三〇
理療防介 指養居護 導管宅予	護入防介 浴訪護 介問予	理療防介 指養居護 導管宅予	理療防介 指養居護 導管宅予	理療防介 指養居護 導管宅予
町局ア 店弘イ 前ン 本薬	のセサ訪 ヘンター じタビー ス	店局ア 十イ 和ン 田薬	店局ア 野イ 辺ン薬	店局ア ハイ 戸文 東薬
町四八の一 人の一本	四 町字 餅 粟 川 原 地 地 即 見 地 の り り り り り り り り り り り り り り り り り り	一二十 五番町一市 一の十	三町上 明沢一八の 八の地	の 向字 市大 門三 田
10-10-111	=======================================	六一一四	-0 -t	111-111
1111 • 10 • 1111	六 一宝	1111-10-1111	1111・10・111	114-10-111

幸株 友式 会社 幸株 友式 会社 九沢沢田大鰺西 五街町字ケ津 五道字南沢軽 のノ金浮町郡 九沢沢田大鰺西 五街町字ケ津 五道字南沢軽 のノ金浮町郡 あショナ l わコテー せしし 一町大鰺西 一字字ケ津 五東舞沢軽 の禿戸町郡 一町大鰺西 一字字ケ津 五東舞沢軽 の禿戸町郡 五 五 " " 介重 護度 訪問 訪問 が護 予 護 防

0::100

"

青森県告示第七十号

0111001

"

う者を指定したので、 百二十三号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第 第二十九条第一項の規定により、 同法第五十一条第一号の規定により公示する。 次のとおり障害福祉サービス事業を行

平成二十八年二月三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

宗平 ・成 ・	三地の町	辺郡 地野 一辺	一字上野北	クはぴくる	支援 援 選 選 型続	一字野辺地二二の 上北郡野辺地町	プ 人 ア イ 社 リ ー 1 法
年月日	地	在	所	名称	の [†] 種類 類	所在地地主たる事務所の	名称
指定	所う	業 所で	業し	事障害福祉	害	業 福祉サー ビス	事指定障害

青森県告示第七十一号

行う者を指定したので、 百二十三号) 第五十一条の十四第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。 次のとおり一般相談支援事業を (平成十七年法律第

青森県知事

Ξ

村

申

吾

ア般 イル団法 一字上	ファイル イル団 ルー ア ー字上	n 称 所主	事指定一般相
予野辺地二二の北郡野辺地町	予野辺地二二の土北郡野辺地町	エたる事務所の	耒相 談支 者援
支援定着	支地 援域 移 行	0	5地 受域 O相 重談
る業相 所 は び く 事	る業相 所 は び く 事	名称	事一般相談書
 字 野 辺 地 二 辺 野 辺 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四	一字北 野郡郡 地口	所在	業事業を行
二地の町	二辺 二地 の町	地	所う
"		年月日	指定

公

プ人一

プ人一

名

告

県庁舎等清掃業務の委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、 地方自治法施行令 (昭和二十

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年二月三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

次に掲げる業務の委託 一般競争入札に付する事項

- 業務名 県庁舎等清掃業務
- 2 業務内容 入札説明書による
- 3 業務期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの一
- 入札に参加する者に必要な資格

業務場所

青森県庁舎 (青森市長島

丁目

の _

新町

|丁目四の三〇)

ほか 年間

1 い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

平成二十八年二月三日

2 された者であること 加資格)の一の規定により建物の清掃作業の委託の契約についてAの等級に格付 資格) 又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号 (物品等の競争入札参 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号 (物品等の競争入札参加

- 3 ていない者であること。 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、 知事の指名停止の措置を受け
- 4 第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業に係る都道府県知事の登録を受けて 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和四十五年法律第1 二十号)

入札書の提出場所等

いること。

1 青森市長島一丁目一の一 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

電話 青森県総務部行政経営管理課施設管理グループ 九〇九五

2 入札書の提出期限

平成二十八年三月十五日 午後五時

青森市長島一丁目一の 入開札の場所及び日時

3

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

青

平成二十八年三月十七日 午後二時

入札保証金及び契約保証金に関する事項

兀

三条及び第百五十九条の規定による 青森県財務規則 (昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第百三十二条、 第百三十

五 契約書の取り交わしの時期

平成二十八年四月一日

六 落札者の決定方法

他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。 当であると認められるときは、 約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適 内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と ただし、 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした

七 その他

日本語及び日本国通貨 契約手続において使用する言語及び通貨

2 入札者に求められる義務

総務部行政経営管理課長に提出しなければならず、 該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならな 入札への参加を希望する者は、 必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県 また、 開札日の前日までに当

入札の無効

反した入札は、無効とする。 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

入札書の記載方法

する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切 ·捨てた金額)をもって落札価格とする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当

入札手続の停止等

いて停止等の措置を行うことがある。 平成二十八年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続につ

SUMMARY

Service t o 6 Φ required

Cleanin 0 Aomori Prefectural

Office ₩ u i l d i n

2 Fulfillment perio

rom April 2016 throu h S March

ω 2017

 ω

Time limit n d

5 : 0 0 p. Ħ. March 15, 0 1 6

 \bigcirc n t a c t poin o r е Ħ o t i

4

% Ф m e S С

operty Man gement Division

Ао mori Prefe u t u r a G V O rnment

青

(

1 - 1 - 1Nagashima

Aomori City, Aomori 0 30-3570

APAN

TEL 017-734-9095

建設業者の営業所の所在地等の不明

建設業者の許可を取り消すことがある。 なお、 左記建設業者の営業所の所在地及び当該建設業者の役員の所在を確知できないので、 公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条の| _ 第 一項の規定により公告する。 当該

平成二十八年二月三日

青森県知事

Ξ 村 申

吾

代表者の氏名 商号又は名称 鳴 海 株式会社なるとハウス 誠治

許可番号

青森県知事許可 (般 二三)第一〇〇六一七号

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十八年二月三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 佐々木工業株式会社

代表者の氏名 佐々木

主たる営業所の所在地 青森市大字油川字大浜一七一

許可番号 青森県知事許可 (般 二三) 第八四六五号

兀

取消年月日 平成二十八年一月十九日

六 五

取消しに係る建設業の許可

石 しゆんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

により確認された。このことが、 平成二十七年七月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す

る

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 次のとおり

平成二十八年二月三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 株式会社はまなす技研

代表者の氏名 相馬 英世

Ξ

主たる営業所の所在地(青森市大字安田字近野三八九の一

許可番号 青森県知事許可 (般 二二) 第一〇〇三一五号

兀

五 取消年月日 平成二十八年一月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十八年一月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十八年二月三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 荒建材建設株式会社

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

Ξ 七 六 五 兀 り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 主たる営業所の所在地 代表者の氏名 荒屋敷 取消しの原因となった事実 取消しに係る建設業の許可 取消年月日 平成二十八年一月十五日 許可番号 青森県知事許可 (般 二二) 第一六九六三号 平成二十八年一月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ 管工事業に係る一般建設業の許可 八戸市大字櫛引字矢崎沢三一 忍

(青発 森行 森市所 青長・ 日島発 一行